

第2次佐賀市事業継続支援金

で市独自に支援いたします

■ 対象事業者の要件

- 佐賀市内で事業を営む事業者であること。
 - ・ 佐賀市内に会社、事業所、店舗等があることが必要です。
 - ・ 令和2年12月1日までに、佐賀市内で創業等した事業者であることが必要です。
 - ・ 佐賀県時短要請協力金の対象となる事業者を含みます。
- 中小企業信用保険法第2条第1項各号に該当する「中小企業者」であること。
 - ・ 農業、林業（素材生産業・素材生産サービス業を除く）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業・保険サービス業を除く）以外の業種の事業を行っていることが必要です。
 - ・ 協同組合、協業組合、特定非営利活動法人等が事業を行う場合も対象となります。
- 令和2年12月から令和3年2月までのいずれか1か月の売上が、前年同月比で20%以上減少していること。
- 平成30年度までの市税を滞納していないこと。
- 暴力団等に関与していないこと。
- 今後も佐賀市内で事業を継続していく意思があること。

■ 支援金の支給額（一律）

法人： **10万円** 個人： **8万円**

■ 申請期間

令和3年3月22日（月）から令和3年 **5月31日（月）** まで **（必着）**

■ 申請書配布場所

- ・ 佐賀市商業振興課（佐賀市役所 本庁舎6階）※土日祝日は本庁舎西側1階守衛室横に設置
- ・ 佐賀市の各支所（総務・地域振興グループ）※配布は平日のみ
- ・ 佐賀商工会議所、佐賀市北商工会、佐賀市南商工会、佐賀県商工会連合会、佐賀県中小企業団体中央会 ※配布は平日のみ

■ 申請方法

郵送（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご協力ください）

郵送先 〒840-8501 佐賀市栄町1-1 佐賀市事業継続支援金事務局

■ 支給時期

申請書類の受理後、2週間程度で支給予定です。

■ 問い合わせ先

佐賀市事業継続支援金事務局 電話： **0952-40-7127**

支援金の不正受給は**犯罪**です！

- ◆ 対象要件を満たしていないにも関わらず、売上金額等を偽って支援金の交付を受けようとする行為は犯罪です。
- ◆ 不正受給等が判明した場合は、支援金の返金を命じるとともに、申請者の情報を公表するなど、厳正に対処します。